

新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和8年6月

秋田市環境部ごみ処理施設建設準備室

目 次

1 趣旨	1
2 公募に関する事項	1
(1) 公募概要	1
(2) 参加資格	1
(3) スケジュール（予定）	3
(4) 公募手続	4
3 留意事項	8
(1) 応募に当たっての留意事項	8
(2) 使用する計量単位、通貨単位および時刻	9
(3) 情報の公開	9
(4) 業務委託契約書	9
(5) 契約締結の相手方の公表	9
(6) その他	9
4 書類の提出および問い合わせ先	10

新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務委託公募型プロポーザルの実施に当たって必要な事項を定めるものである。

2 公募に関する事項

(1) 公募概要

ア 業務名

新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務委託

イ 委託業務内容

新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務委託仕様書のとおり

ウ 委託期間

契約締結日から令和13年2月28日まで

エ 提案上限額

総額 432,187,800 円（取引に係る消費税額および地方消費税額を含む。）

※ 令和8年度の上限額（取引に係る消費税額および地方消費税額を含む。）は 193,392,000 円とする。

令和9年度から令和12年度までの上限額（取引に係る消費税額および地方消費税額を含む。）は次のとおり予定している。

令和9年度 79,237,000 円

令和10年度 69,402,000 円

令和11年度 45,081,000 円

令和12年度 45,075,800 円

(2) 参加資格

ア 法人に関すること

公募型プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務委託を効率的かつ効果的に実施できる法人であり、次に掲げる要件を満たす者とする。

また、本業務の実施に当たり業務の一部を委託する場合は、当該協力企業等については、次の(イ)から(キ)までの要件を満たさなければならない。

(ア) 秋田市での測量等有資格業者名簿のうち「土木関係建設コンサルタント業務（廃棄物）」に公告時点において登録されていること。

(イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

(ウ) 参加表明書の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、国、都道府県および市町村の指名停止期間中の者ではないこと。

(エ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者もしくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会

社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続の開始の申立てをしている者もしくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者は除く。）ではないこと。

- (㉒) 国税、都道府県税および市町村税を滞納していない法人等であること。
- (㉓) 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団および暴力団員に該当しない者であることならびにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。
- (㉔) 共同事業体・共同企業体でないこと。
- (㉕) 次の国又は地方公共団体（一部事務組合を含む。）が発注する業務について、平成28年4月1日以降に元請として受託し、かつ公告時点において業務が完了した実績を有すること。
 - a 新設のエネルギー回収型廃棄物処理施設（ボイラタービン発電機を有する、施設規模が300t/日以上のものに限る。）に係るごみ処理施設整備基本計画策定業務（施設整備基本構想のみを受託した場合は含まない。以下「同種業務（施設整備基本計画）」という。）
 - b 新設のエネルギー回収型廃棄物処理施設に係るPFI等導入可能性調査業務（以下「同種業務（PFI等導入可能性調査業務）」という。）
 - c ごみ焼却施設の新設に係る環境影響評価業務（都道府県・政令市の環境影響評価条例に基づく環境影響評価に限る。以下「同種業務（環境影響評価）」という。）

イ 配置技術者等に関すること

本業務の円滑な進捗を図るため、十分な経験を有する技術者を配置するものとし、その者の要件は次のとおりとする。なお、次に示す総括責任者、管理技術者、照査技術者および担当技術者は、公告時点において、参加者と3か月以上の正規雇用関係にあること。

(ア) 総括責任者

本業務において、総合的かつ、専門的な管理をするものとし、必要な各業務を総括し、指揮をすることとし、施設整備基本計画等の計画策定業務、各種調査業務、環境影響評価業務等の総合的な知識とマネジメント能力を有し、十分な実務経験を有すること。

総括責任者は、専任又は次の技術者等から兼任できるものとする。

(イ) 技術者等

a 管理技術者

業務の全般にわたり技術的管理を行うものとし、技術士（総合技術監理部門の衛生工学又は衛生工学部門の廃棄物・資源循環（旧 廃棄物管理）のいずれか）の資格を有し、かつ平成28年4月1日以降に完了した業務の中から、同種業務（施設整備基本計画）を担当し、完了した実績を有すること。

再委託による業務実績は含めない。

- b 照査技術者
業務中は適時業務照査を行うものとし、管理技術者と同じ資格および実績を有すること。
- c 担当技術者
環境影響評価業務を担当する技術者は、次の要件を満たす者とする。
 - (a) 技術士（総合技術監理部門の建設－建設環境、環境－環境影響評価、建設部門の建設環境、又は環境部門の環境影響評価のいずれか）の資格を有すること。
 - (b) 平成28年4月1日以降に完了した業務の中から、同種業務（環境影響評価）を担当し、完了した実績（ごみ焼却施設の新設に係る環境影響評価業務に限る。また、一つの事業で方法書から評価書まで一貫した実績）を有すること。
再委託による業務実績は含めない。
- d 管理技術者、照査技術者、担当技術者は兼ねてはならない。

ウ 環境影響評価業務の再委託に係る例外

環境影響評価業務を協力会社に再委託する場合であって、当該再委託を受ける協力会社がア(イ)から(キ)までおよび(ク) c ならびにイ(イ) c の要件を満たすときは、参加者においてア(ク) c およびイ(イ) c (b)の要件を満たすことを要しない。なお、担当技術者については、公告時点において、協力会社と3か月以上の正規雇用関係にあること。

(3) スケジュール（予定）

内容	実施期間
公募公告	令和8年6月 3日（水）
参加表明にかかる質問書の受付	令和8年6月 3日（水）から 令和8年6月 8日（月）まで
参加表明にかかる質問に対する回答	令和8年6月12日（金）
参加表明書等の提出	令和8年6月 3日（水）から 令和8年6月17日（水）まで
第一次審査結果通知書の発送	令和8年6月26日（金）
現地説明会（任意）	令和8年6月29日（月）から 令和8年7月 1日（水）まで
企画提案にかかる質問書の受付	令和8年6月26日（金）から 令和8年7月 3日（金）まで
企画提案にかかる質問に対する回答	令和8年7月 8日（水）
企画提案書等受付	令和8年6月26日（金）から 令和8年7月21日（火）まで
プレゼンテーション審査	令和8年7月29日（水）
第二次審査結果通知書の発送	令和8年8月 6日（木）
契約締結	令和8年8月21日（金）

(4) 公募手続

ア 参加表明にかかる質問書の受付および回答

(ア) 提出方法

質問書（様式第1号）を電子メールにより提出するものとする。なお、メールの件名は【（貴社名）プロポーザル質問】とすること。

※電子メール送信後、電話により受信確認を行うこと。

(イ) 提出先

本実施要領の「4 書類の提出および問い合わせ先」のとおり。

(ウ) 受付期間

令和8年6月3日（水）から令和8年6月8日（月）まで

(エ) 回答方法

令和8年6月12日（金）までに秋田市ホームページに掲載する。

※質問を行った事業者名は公表しない。

イ 参加表明書等の提出

(ア) 提出期間

令和8年6月3日（水）から令和8年6月17日（水）まで

(イ) 提出先

本実施要領の「4 書類の提出および問い合わせ先」のとおり。

(ウ) 提出方法

持参又は郵送による提出（土日祝日を除く9時から17時まで）とする。なお、郵送による場合は提出期限までに必着とし書留郵便等の配達記録が残る方法での提出とする。

※書類が不足している場合は、受付不可とする。

(エ) 提出書類および部数次のとおりとする。

No	第一次審査提出書類	様式	提出部数
1	参加表明書	様式第2号	1部
2	参加者概要（会社概要）※	様式第3号	1部
3	関連業務実績書（施設整備基本計画）	様式第4号	1部
	関連業務実績書（PFI等導入可能性調査業務）		
	関連業務実績書（環境影響評価）※		
4	業務実施体制書※	様式第5号	1部
5	予定総括責任者実績書	様式第6号	1部
6	予定技術者実績書（管理技術者）	様式第7号	各1部
	予定技術者実績書（照査技術者）		
	予定技術者実績書（担当技術者）※		

7	誓約書	様式第8号	1部
8	参加資格要件確認書類（正本1部） (1) 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（写し可）※ (2) 納税証明書（提出日の3か月以内に発行されたもの）（写し可）※ ア 本社所在地の都道府県および市町村等が発行する納税証明書 イ 契約の締結等を受任している営業所が参加する場合は、営業所所在地の都道府県および市町村等が発行する納税証明書 ウ 税務署が発行する納税証明書 法人税および消費税・地方消費税に滞納がない旨の証明書 (3) 委任状 本業務に係る契約の締結等について、本社から委任を受けて参加する営業所は委任状を提出すること。		

※ 環境影響評価業務を再委託する場合、2、3、4、6（担当技術者に限る。）、8(1)および8(2)について、協力会社にかかる書類についても、提出すること。

ウ 第一次審査

- (ア) 第一次審査は、参加申し込み提出書類により行う。
- (イ) 「新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務に関する公募型プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）において、「新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務委託公募型プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）により、提出された参加表明書等を基に第一次審査を行い、上位5者を企画提案書提出資格者とする。
- (ウ) 同点により5者が定まらない場合は、同点の者全てを企画提案書提出資格者とする。
- (エ) 委員会は非公開とする。
- (オ) 審査結果通知
- a 通知日
令和8年6月26日（金）
 - b 通知方法
参加者全員に第一次審査結果通知書により通知する。通知は、通知書の写しを担当者あてのメールに添付して行うものとし、メール送信後、電話により到達確認を実施するので、必ず受信とその内容を確認すること。なお、文書の原本は、同日に普通郵便により発送する。
- (カ) その他
第一次審査結果の説明を求める場合、審査結果を通知した日の翌日から起算して5営業日以内（令和8年7月3日（金））に書面（任意様式A4版）にて行うものとし、書面にて回答する。なお、審査の経過および結果に対する異議申立てには応じない。

エ 企画提案にかかる質問書の受付および回答

(ア) 提出方法

質問書（様式第1号）を電子メールにより提出するものとする。なお、メールの件名は【（貴社名）プロポーザル質問】とすること。

※電子メール送信後、電話により受信確認を行うこと。

(イ) 提出先

本実施要領の「4 書類の提出および問い合わせ先」のとおり。

(ウ) 受付期間

令和8年6月26日（金）から令和8年7月3日（金）まで

(エ) 回答方法

令和8年7月8日（水）までに秋田市ホームページに掲載する。

※質問を行った事業者名は公表しない。

オ 現地説明会

令和8年6月29日（月）から令和8年7月1日（水）までの期間に任意参加の現地説明会を行う。秋田市総合環境センターに現地集合とし、参加有無の確認と集合日時の調整については、ウ第一次審査の(オ)審査結果通知と合わせて行う。

カ 企画提案書等の提出

企画提案書提出資格者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(ア) 提出期間

令和8年6月26日（金）から令和8年7月21日（火）まで

(イ) 提出先

本実施要領の「4 書類の提出および問い合わせ先」のとおり。

(ウ) 提出方法

持参又は郵送による提出（土日祝日を除く9時から17時まで）とする。なお、郵送による場合は提出期限までに必着とし、書留郵便等の配達記録が残る方法での提出とする。

※書類が不足している場合は、受付不可とする。

(エ) 提出書類

次のとおりとする。副本は、社名やロゴ、電話番号等の企画提案書提出資格者が特定される事項は墨入れ表記（■）とする。

提出書類		様式	提出部数
企画提案書等送付書		様式第9号	1部
企画提案書	実施方針および実施内容	様式第10号	正本1部 副本10部
	実施体制	様式第11号	
	実施工程	様式第12号	
	事業提案書	テーマ1	
テーマ2			
テーマ3			

	概要版	様式第14号	
見積書		様式第15号	1部
地域経済効果資料		様式第16号	1部

事業提案書におけるテーマは次のとおりとする。

テーマ1：想定される課題や留意事項、その対応方策について

テーマ2：トータルコスト削減および工期短縮について

テーマ3：本市の目指す「プラスの循環」に資する自由提案

キ 第二次審査（企画提案書審査）の実施

(ア) 実施日

令和8年7月29日（水）（予定）

(イ) 実施場所

秋田市役所 会議室

(ウ) 時間

プレゼンテーション（20分以内）および質疑応答（15分程度）

(エ) 出席者

5名以内

配置予定の総括責任者、管理技術者、担当技術者は必ず出席すること。

なお、環境影響評価業務を再委託する場合は、協力会社の担当技術者（以下「再委託技術者」という。）についても、必ず出席すること。

(オ) その他

提出した企画提案書に基づいて説明するものとし、追加資料の持ち込みは認めない。

パソコンおよびプロジェクター等の使用は認めるが、それらを用いる場合は、プレゼンテーション実施日の5営業日前（令和8年7月29日（水））までに連絡すること。

説明者は企業を特定することができる服装および言動（具体的な企業名）をしてはならない。

指定時間に遅れた場合は、失格とする。

ク 委託契約候補者の特定方法

委託契約候補者の特定は、委員会の審査において、次により決定する。

(ア) 評価は、審査要領に基づき実施する。

(イ) 参加者が1者のみであっても委員会において審査を行い、委託契約候補者としての適格性について審査を行う。

(ウ) 委員会は非公開とする。

ケ 審査結果通知

(ア) 通知日

令和8年8月6日（木）（予定）

(イ) 通知方法

提案者全員に第二次審査結果通知書により通知する。通知は、通知書の写しを担当者あてのメールに添付して行うものとし、メール送信後、電話により到達確認を実施するので、必ず受信とその内容を確認すること。なお、文書の原本は、同日に普通郵便により発送する。

また、委託契約候補者について、事業者名および総合評価点を市ホームページにて公表する。なお、委託契約候補者以外については、総合評価点のみを市ホームページにて公表する。

(ウ) その他

第二次審査結果の説明を求める場合、審査結果を通知した日の翌日から起算して5営業日以内（令和8年8月14日（金））に書面（任意様式A4版）にて行うものとし、書面にて回答する。なお、審査の経過および結果に対する異議申立てには応じない。

コ 契約の締結

(ア) 契約締結

委託契約候補者と交渉を行う。ただし、契約交渉が不調のときは、次席者と交渉を行う。

(イ) 契約時期

令和8年8月21日（金）（予定）

(ウ) 業務内容

「新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務委託仕様書」を基本とし、プロポーザルにおける提案内容を反映したものとする。

なお、企画提案の修正や手直しを依頼することがある。

(エ) その他

契約手続の詳細については、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）に従うものとする。

3 留意事項

(1) 応募に当たっての留意事項

ア 実施要領の承諾

参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 参加者の失格

参加者又は提出された企画提案書の内容が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(ア) 本実施要領に定める手続きを遵守しない場合

(イ) 参加資格を有していない場合

(ウ) 応募書類に虚偽の記載をした場合

(エ) 市が提示した委託料の限度額を超える見積を提出した場合

(オ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(カ) プレゼンテーション審査に参加しない場合

(キ) その他不正な行為および不適合事項があったと市が認めた場合

ウ 業務の一括委託の禁止

本事業を一括して第三者に委託又は請け負わせることはできない。ただし、新ごみ処理施設整備基本計画策定業務およびPFI等導入可能性調査業務以外の業務については、再委託を可とする。

エ 提出内容の変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更および書類の追加は認めない。ただし、疑義があり、市が補正を求めた場合は、この限りではない。また、提出された内容について、市が補足を求めた場合も同様とする。

オ 提出書類の取扱い

(ア) 提出された書類については、理由の如何に係わらず返却しないものとする。ただし、委員会の同意を得た場合はこの限りではない。

(イ) 提出資料の著作権は提案者に帰属するが、審査結果の公表等で必要と認められる場合は、企画提案書等の一部又は全部を無償で使用できるものとする。また、審査の過程において必要な場合に限り、一部又は全部を使用（複製、転記又は転写）することができるものとする。

カ 参加申込書等の提出は、1者につき1件とする。また、1者が複数の提案を行うことは認めないものとする。

キ 費用負担

プロポーザルへの応募に要する費用は、参加者の負担とする。

ク 辞退

参加表明書を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式A4版）を提出すること。なお、辞退した場合であっても、以後不利益な取扱いはしない。

(2) 使用する計量単位、通貨単位および時刻

使用する計量単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(3) 情報の公開

提出された企画提案書等は、秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）に基づく公文書として取り扱うものとし、開示請求があった場合は、参加者が事業を営む上で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公開の対象とする。

なお、委員名は、プロポーザルが終了するまで非公開とする。

(4) 業務委託契約書

契約に当たっては、市が定めた業務委託契約書を使用する。

(5) 契約締結の相手方の公表

契約締結の相手方については、法人名を市ホームページで公表する。

(6) その他

ア 実施要領および仕様書等に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、参加者に通知する。

イ 市が提示する資料および回答書は、実施要領および仕様書と一体のものとして

して、同等の効力を有するものとする。

ウ 公平な評価によるプロポーザルが実施できないと認められる場合およびその恐れのある場合は、プロポーザルの執行を延期又は中止することがある。

また、参加表明書等の提出者又は企画提案書等の提出がない場合は、プロポーザルを取り止める。

エ 配置予定の総括責任者、管理技術者、照査技術者、担当技術者および再委託技術者は、疾病、死亡、退職など特別な場合を除き、履行期間終了まで変更できないものとする。なお、やむを得ず変更を行う場合は、変更前と同等以上の技術者であることの了承を市から得なければならない。

オ 郵便等による事故および通信事故について、本市は一切の責任を負わないものとする。

4 書類の提出および問い合わせ先

秋田市環境部ごみ処理施設建設準備室

〒010-8560

秋田県秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

電話番号：018-888-5715

電子メール：ro-evfc@city.akita.lg.jp

(参考)

「新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務委託公募型プロポーザル審査要領」

(別表) 評価基準

審査		評価項目	配点	評価の視点
第一次審査	1	事業者の業務実績	12	施設整備基本計画策定業務、PFI等導入可能性調査業務および環境影響評価業務の履行実績数
	2	配置技術者の業務実績	6	基本計画策定業務、PFI等導入可能性調査業務および環境影響評価業務に携わった実績件数
小計(18点)				
第二次審査	1	実施方針および実施内容	7	(1) 業務遂行に当たり、目的、地域特性および事業特性などの理解度は十分か。 (2) 具体的かつ的確な実施方針を設定しているか。 (3) 各業務の連携や各業務ポイントを踏まえた業務フローとなっているか。 (4) 多様な視点から課題に対応し、実現化へ導いていくことが可能なものとなっているか。
	2	実施体制	10	(1) 事業の実現性を考慮した役割分担や体制となっているか。 (2) 測量、現地調査・作業等を伴う業務について、地域に精通した地元企業と協力体制をとるなど円滑に実施できる体制になっているか。
	3	実施工程	10	(1) 前提条件や内容を理解した工程になっているか。 (2) 工程に無理がなく、円滑に進められるための工夫があるか。 (3) 各業務の連携が図られており、より効果的な工程となっているか。
	4	事業提案テーマ1 想定される課題や留意事項、その対応方策について	10	事業全体におけるテーマについての的確性、実現性および独創性

5	事業提案テーマ2 トータルコスト 縮減および工期短 縮について	15	事業全体におけるテーマについての的確性、 実現性および独創性
6	事業提案テーマ3 本市の目指す「プ ラスの循環」に資す る自由提案	15	事業全体におけるテーマについての的確性、 実現性および独創性
7	ヒアリング	5	(1) 知識や経験を踏まえた提案内容となってお り、説得力があるか (2) 業務の目的を良く理解しており、実施方針、 体制および技術提案の的確性が十分に説明 されているか (3) 提案内容の説明が理解しやすいか (4) 質問に対する応答が明確であるか
8	地域経済効果	5	地元企業再委託価格÷提案者の見積価格
9	見積価格	5	最低見積価格÷提案者の見積価格×5点
小計 (82点)			
合計 (100点)			